

## 富津市男女共同参画のまちづくり条例

富津市は、調和のとれた豊かで活力あるまちを目指している。その実現のためには、男女が性別にかかわらず、その人権を尊重され、共に個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりに取り組むことが重要である。

現在の富津市では、女性は産業の重要な担い手となっている一方で、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として残っており、意思決定の場における女性の参画が十分に進んでいない状況にある。また、少子高齢化の進展により、人口減少、特に生産年齢人口の減少が続いており、市の活力低下が懸念されている。

ここに、富津市は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、市、市民、事業者など市を支えるすべての人々が一体となって男女共同参画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨を踏まえ、市における男女共同参画のまちづくりの実現を目指し、基本理念及び男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画のまちづくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現のためのあらゆる環境整備をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において営利又は非営利の活動、公益的活動その他の活動を行う法人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を發揮する機会が確保されるなど男女の個人としての尊厳及び人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会的支援の下に、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画社会の実現は、国際社会における取り組みと密接に関係を有していることから、国際的な動向の理解に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差を積極的に是正するなど、男女共同参画のまちづくりを推進する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画推進施策について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と協力し、連携して実施する責務を有する。
- 3 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に当たり、基本理念に基づき、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、職業生活における活動及び家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱いの禁止)

第7条 市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) 職場その他の社会的関係において、性的な言動その他性的な嫌がらせにより他人を不快にさせること。

(3) 男女間における暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 市、市民及び事業者は、公衆に表示するあらゆる情報において、男女間における暴力及び性的な嫌がらせを助長し、又は連想させる表現並びに不必要な性的な表現を行わないよう努めるものとする。

(基本的な計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映するように努めるとともに、第16条に規定する富津市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を作成し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の策定に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、男女共同参画のまちづくりに有効なものとなるよう配慮するものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、市民及び事業者に対し、広報活動、学校教育、生涯学習等により、

男女共同参画のまちづくりに関する理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

( 審議会等における男女共同参画 )

第 1 2 条 市は、審議会等（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する附属機関その他これに類するものをいう。）の委員を委嘱し、又は任命する場合は、市の政策の立案及び決定過程に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

( 調査研究 )

第 1 3 条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、及び実施するために必要な事項並びに男女共同参画のまちづくりを実現するための課題について調査研究を行うものとする。

( 実施状況の公表 )

第 1 4 条 市長は、毎年 1 回、男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画推進施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

( 意見、苦情等の申出 )

第 1 5 条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に関し、規則で定めるところにより、意見、苦情等を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、これを適切かつ迅速に対応するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、次条に規定する富津市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因となる人権の侵害について、市民又は事業者から相談を受けたときは、関係機関と連携し、解決に努めるものとする。

( 富津市男女共同参画審議会の設置 )

第 1 6 条 市長は、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、富津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び推進に関すること。

(2) 男女共同参画のまちづくりに関する重要事項に関すること。

(3) 前条に規定する意見又は苦情等の申出への対応に関すること。

3 審議会は、前項に掲げる事項に関し市長に意見を述べ、又は提言を行うことができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないよう配慮しなければならない。

5 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者及び公募に応じた市民のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、その再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている富津市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年富津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1中総合開発審議会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会委員	日額	6,800
-------------	----	-------